

令和5年度 保育料の御案内

公立幼稚園、公立・私立保育園、認定こども園
(担当：子育て支援課)

教育・保育に必要とする費用は、国・県・市の負担金と保護者の皆さんの保育料によりまかなわれています。
国が定めるものを基準にして、桐生市が独自に国の基準より低い保育料を定め、保護者の皆さんに負担をお願いしています。

令和5年度 桐生市公立幼稚園、公立・私立保育園、認定こども園保育料

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分			保育料（月額 単位：円）		保育料（月額 単位：円）		
階層区分	定 義		3号認定（3歳未満児）		1号認定（3歳以上児）	2号認定（3歳以上児）	
			保育標準時間	保育短時間	教育標準時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等		0 (0)	0 (0)	幼児教育・保育の無償化により <u>保育料 0円</u>		
B	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	0 (0)	0 (0)			
		ひとり親世帯等以外	0 (0)	0 (0)			
C	所得割非課税 (均等割課税) 世帯	ひとり親世帯等	3,000 (0)	2,900 (0)			
		ひとり親世帯等以外	7,200 (3,600)	7,000 (3,500)			
D1	所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	3,800 (0)	3,700 (0)			
		ひとり親世帯等以外	8,800 (4,400)	8,600 (4,300)			
D2	所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	4,100 (0)	4,000 (0)			
		ひとり親世帯等以外	11,800 (5,900)	11,500 (5,750)			
D3	所得割課税額 58,600円以上 68,000円未満	ひとり親世帯等	4,100 (0)	4,000 (0)			
		ひとり親世帯等以外	11,800 (5,900)	11,500 (5,750)			
D4	所得割課税額 68,000円以上 77,100円未満	ひとり親世帯等	4,300 (0)	4,200 (0)			
		ひとり親世帯等以外	14,200 (7,100)	13,900 (6,950)			
D5	所得割課税額 77,100円	ひとり親世帯等	5,600 (0)	5,500 (0)			
		ひとり親世帯等以外	18,800 (9,400)	18,400 (9,200)			
D6	所得割課税額 77,101円以上97,000円未満	ひとり親世帯等	6,200 (0)	6,100 (0)			
		ひとり親世帯等以外	20,800 (10,400)	20,400 (10,200)			
D7	所得割課税額 97,000円以上107,000円未満	ひとり親世帯等	20,800 (10,400)	20,400 (10,200)			
		ひとり親世帯等以外	26,800 (13,400)	26,300 (13,150)			
D8	所得割課税額 107,000円以上117,000円未満	ひとり親世帯等	31,000 (15,500)	30,400 (15,200)			
		ひとり親世帯等以外	34,400 (17,200)	33,800 (16,900)			
D9	所得割課税額 117,000円以上127,000円未満	ひとり親世帯等	36,900 (18,450)	36,200 (18,100)			
		ひとり親世帯等以外	39,000 (19,500)	38,300 (19,150)			
D10	所得割課税額 127,000円以上169,000円未満	ひとり親世帯等	39,000 (19,500)	38,300 (19,150)			
		ひとり親世帯等以外	40,600 (20,300)	39,900 (19,950)			
D11	所得割課税額 211,200円以上301,000円未満	ひとり親世帯等	43,000 (21,500)	42,200 (21,100)			
		ひとり親世帯等以外	44,000 (22,000)	43,200 (21,600)			
D12	所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	ひとり親世帯等	44,000 (22,000)	43,200 (21,600)			
		ひとり親世帯等以外	44,000 (22,000)	43,200 (21,600)			
D13	所得割課税額 397,000円以上	ひとり親世帯等	44,000 (22,000)	43,200 (21,600)			
		ひとり親世帯等以外	44,000 (22,000)	43,200 (21,600)			

※ひとり親世帯等は、「母子・父子世帯等」、「在宅障害児(者)のいる世帯」「その他の世帯」です。

※()内の金額は、裏面「多子軽減措置」の2人目児童の金額です。

※保育認定の子どもが年度途中において満3歳に到達した場合の保育料は、その年度中は3号認定の保育料を適用します。

詳細は裏面へ

備 考

- (1) 生活保護世帯等とは、『生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯等又は里親である支給認定保護者（2・3号認定及び特別利用教育を受ける場合に限る）』です。なお、1号認定の養育里親等については、市町村民税非課税世帯に位置づけられます。
- (2) ひとり親世帯等とは、『母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯』、『次に掲げる者を有する世帯 ア. 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者 イ. 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者 ウ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者 エ. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、及び国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者』及び『支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯』です。
- (3) 階層区分は、4月から8月分は前年度分の市町村民税の額、9月から翌年の3月分は当年度分の市町村民税の額により算定します。
- (4) 階層区分の判定における市町村民税所得割課税額には、次の控除は適用されません。
【寄付金控除、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除】
- (5) 保育料算定に必要な書類が未提出、市町村民税未申告など課税額が確認できない場合、最高階層（D13）の保育料となります。
- (6) 保育認定の子どもが年度途中において満3歳に到達した場合の保育料は、その年度中は3号認定の保育料を適用します。

多子軽減措置について

■人数の数え方

- ① 国の幼児教育の段階的無償化に向けた取組により、以下の世帯は、扶養義務者と生計を一にする子どもが複数いる場合、年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。
 - 1号認定：市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯
 - 2・3号認定：市町村民税所得割課税額が57,700円未満（ひとり親世帯等に該当する場合は77,100円）
- ② ①以外の世帯については、以下の範囲内で年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。
（『在園証明書』等が必要な場合があります。）
 - 1号認定：小学校1年生から3年生の児童及び以下対象施設に入所又は利用している就学前児童
 - 2・3号認定：以下対象施設に入所又は利用している就学前児童

【対象施設】

幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援若しくは地域型保育給付の対象事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）

■保育料

- 1人目・・・保育料金表の上段の額
- 2人目・・・保育料金表の（ ）内の額
- 3人目・・・無料（申請が必要な場合があります。）

◎副食費（おかず・おやつ等）の実費負担について

保育料の無償化に伴い、2号認定子ども（3歳児から5歳児）の副食費が保護者の実費負担となります。

1号認定・2号認定ともに各施設に直接お支払いいただきます。

○副食費の免除について

副食費は、年収360万円未満相当世帯、第3子以降の児童、生活保護世帯、市民税非課税世帯において実費負担が免除されます。

【年収360万円未満相当世帯】

1号認定：市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯

2号認定：市町村民税所得割課税額が57,700円未満（ひとり親世帯等に該当する場合は77,100円）

※副食費免除対象者の判定については、従来の保育料算定と同様に市民税所得割額を用いて行います。

※ひとり親等の該当世帯、子どもの人数の数え方については、保育料と同様です。

桐生市第3子以降保育料無料化事業
（3号認定：0歳児～2歳児）

桐生市第3子以降副食費免除事業
（1・2号認定：3歳児～6歳児）

市が独自に第3子以降の保育料を無料化・副食費を免除し、子育て世帯の負担を軽減する事業です。

◎下記すべてに該当する人は、申請をしていただくと保育料が無料または副食費が免除となります。

- ① 桐生市に住所を有していること。
- ② 保育料の無償化を受けようとする年度の4月から8月分までは前年度分の、9月から翌年3月分までは当該年度の市町村民税の申告をしていること。
- ③ 同一世帯で子どもを3人以上扶養していること。
- ④ 保育料に滞納がないこと。

※同一世帯の子どもとは、同居の子ども及び別居でも扶養義務者が常に資金面で援助している子どものことです。